政令

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第五十七号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「十人」を「九人」に、「七人（うち三人」を「六人（うち二人」に改める。

附則第三項中「除く。）のうち四人（うち三人は」を「除き」に、「は、平成二十四年三月三十一日」を「のうち、一人は平成二十七年三月三十一日まで、他の二人は平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第五項中「限る。）のうち、一人は平成二十四年三月三十一日まで、他の一人は」を「限る。）は、」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

法務大臣　小川　敏夫

内閣総理大臣　野田　佳彦

国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令及び国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第五十八号

国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令及び国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二条の三第五項及び第七十二条の四第四項、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十二条第七項及び附則別表並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第四条第二項、第五条第二項、第七条第一項第二号、第二十五条第二項及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二〇〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一六九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一四一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇七二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇二二
平成四年四月から平成五年三月まで	〇・九九三
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九七三
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九六五
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九六四
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六一
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九四一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九三五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九三八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九五九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四六
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九五八
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九六五
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九六八